

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和元年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。令和元年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)  
・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 41,364千円

(歳出)  
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 694,653千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金	
		特定財源	一般財源		
国民健康保険事業	64,344	33,871	30,473	41,364	
介護保険事業	173,636	8,043	165,593		
後期高齢者医療保険事業	54,508	42,628	11,880		
障害者相談支援事業	6,174		6,174		
重度心身障害児（者）医療事業	19,593	13,967	5,626		
障害者自立支援事業	137,462	114,714	22,748		
中山間地域介護サービス事業	7,176	4,000	3,176		
訪問入浴介護事業	2,221		2,221		
私立保育所運営事業	196,789	130,495	66,294		
予防接種事業	11,709	775	10,934		
総合健診事業	12,732	1,341	11,391		
母子保健事業	8,309	487	7,822		
合計	694,653	350,321	344,332		41,364